

「(仮称)お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業」

優先交渉権者選定基準に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	7	4	(3)			ヒアリングの実施	ヒアリング開催要領を応募者に通知する時期を教えてください。	提案書受領後、ヒアリング実施日が決定次第、代表企業に通知します。